

会津美里町行政改革大綱

～自立に向けた集中改革プラン～

《改訂版》

会津美里町

平成18年4月策定
平成20年5月改訂

目 次

行政改革大綱（集中改革プラン）策定の背景	1
1. 分権型社会システムへの転換	1
2. 行政改革大綱（集中改革プラン）の策定	1
3. 行政改革大綱（集中改革プラン）の改訂	2
行政改革大綱（集中改革プラン）の内容	3
1. 基本的考え方	3
2. 基本方針	3
3. 計画期間	3
4. 推進体制	4
5. 行政改革大綱（集中改革プラン）の体系	5
地域協働の推進	6
1. 基本的考え方	6
2. 具体的取組項目	6
事務事業の再編・整理、廃止・統合	7
1. 基本的考え方	7
2. 行政評価システム活用	7
3. 平成19年度までに実施した項目	8
4. 平成20年度以降の具体的取組項目	9
民間委託等の推進	13
1. 基本的考え方	13
2. 民間委託等の方法	13
3. 公の施設等の取組目標	14
4. その他の事務についての取組目標	16
人事管理及び給与の適正化	17
1. これまでの定員管理の状況	17
2. 定員管理の現状分析及び課題	18
3. 今後の定員管理のあり方	18
4. 人事評価制度の導入	19
5. 給与の適正化	20
経費節減等の財政効果	21
1. 基本的考え方	21
2. 歳入関係の取組事項	21
3. 歳出関係の取組事項	22
第三セクター等の見直し	24
第三セクター等の見直しの状況	24

電子自治体の推進	25
1. 基本的考え方	25
2. 平成19年度までに実施した項目	25
3. 平成20年度以降の具体的取組目標	25
地方公営企業の経営健全化	26
1. 上水道事業	26
2. 下水道事業	26
3. 工業団地造成事業	27
4. 住宅用地造成事業	27

行政改革大綱（集中改革プラン）策定の背景

1. 分権型社会システムへの転換

少子高齢化による人口減少時代を迎え、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体は、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する「分権型社会システム」に転換していく必要がある。これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における住民団体やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多元的な仕組みを整えていくことが求められている。

現在の地方公共団体を取り巻く状況は、全国的にも市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。

このような状況のなか、地方公共団体においては、新たな視点に立って不斷に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められており、国においても、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、地方公共団体に対し「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）を定め、この指針に基づく一層積極的な行政改革の推進を求めている。

会津美里町においても、新町発足を契機として、単に行政の効率化のみを追求するだけでなく、ますます多様化する住民ニーズをより的確に把握し、限られた財源を有効的に活用しながら各種施策を推進することが求められており、これらの状況を改めて認識し、住民との協働により、危機意識と改革意識を持って行政改革を進めていく必要がある。

2. 行政改革大綱（集中改革プラン）の策定

新町発足後新たに調整すべき事項や合併時からの課題、問題点なども生じてきていることから、現時点での状況を加味し、町の政策や施策、事務・事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要がある。

こうしたことから、行財政改革を本町における不断の課題であると位置づけ、町の行財政全般についての総点検を実施し、「最小の経費で最大の効果を上げる」ための行財政システムを構築するとともに、行財政の抜本的な改革による行政本来の役割の重点化を進めながら、住民と行政の協働による新しいまちづくりを目指して、町の行政改革の基本理念と具体的取組の指針として平成18年4月に「会津美里町行政改革大綱（集中改革プラン）」を策定した。

3. 行政改革大綱（集中改革プラン）の改訂

社会情勢や住民ニーズなど、町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、町の行財政運営は今後も厳しいものと予測される。

本町においては、当該プランに基づく行財政改革を積極的に進めてきたが、策定から2年が経過することに伴い、平成19年度までの実施結果を踏まえて、取組項目の変更や追加等の整理を行い、更なる行財政改革を推進するため、行政改革大綱（集中改革プラン）を改訂する。なお、今回の改訂にあたっての基本方針については、原則として従前の方針を踏襲するものとする。

行政改革大綱（集中改革プラン）の内容

1. 基本的考え方

本町は、平成17年10月1日、会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の3町村合併により誕生し、「会津美里町第一次振興計画」に基づき、会津美里町の将来像「会津文化の源流 人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち」実現のため、計画的なまちづくりを進めている。この計画を基本とし、「効率的な行政運営の確立」「自立可能な財政構造の構築」「協働によるまちづくりの推進」を進めることにより、分権型社会システムの構築を目指す。

2. 基本方針

（1）効率的な行政運営の確立

地方分権の時代にふさわしい自立した自治体としての役割を果たすため、自己決定、自己責任を基本に、多様な分野での地方分権を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入など、計画的に行政改革を進める。

（2）自立可能な財政構造の構築

中長期的な財政状況を展望し、中期財政計画に基づき、すべての分野における経費の節減合理化や自主財源の確保拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げ、計画的、効率的な財政運営を推進する。

（3）協働によるまちづくりの推進

住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくために、住民と行政とのパートナーシップの強化を図るとともに、ITの活用等により多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供、学習機会の提供や、ボランティア、NPO活動などを推進し、協働のまちづくりの仕組みを構築する。

3. 計画期間

「会津美里町行政改革大綱（集中改革プラン）」の計画期間は、平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間とし、具体的な目標及び取組を明示する。

また、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

4. 推進体制

(1) 行政改革推進委員会

専門的知識を有する学識経験者及び各種団体の代表者、公募による委員等15名以内で構成し、簡素にして効率的な町政を実現するため、町長の諮問に応じて、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(2) 行政改革推進本部

副町長、課長、局長、室長、支所長等により組織し、次の事項を掌握する。

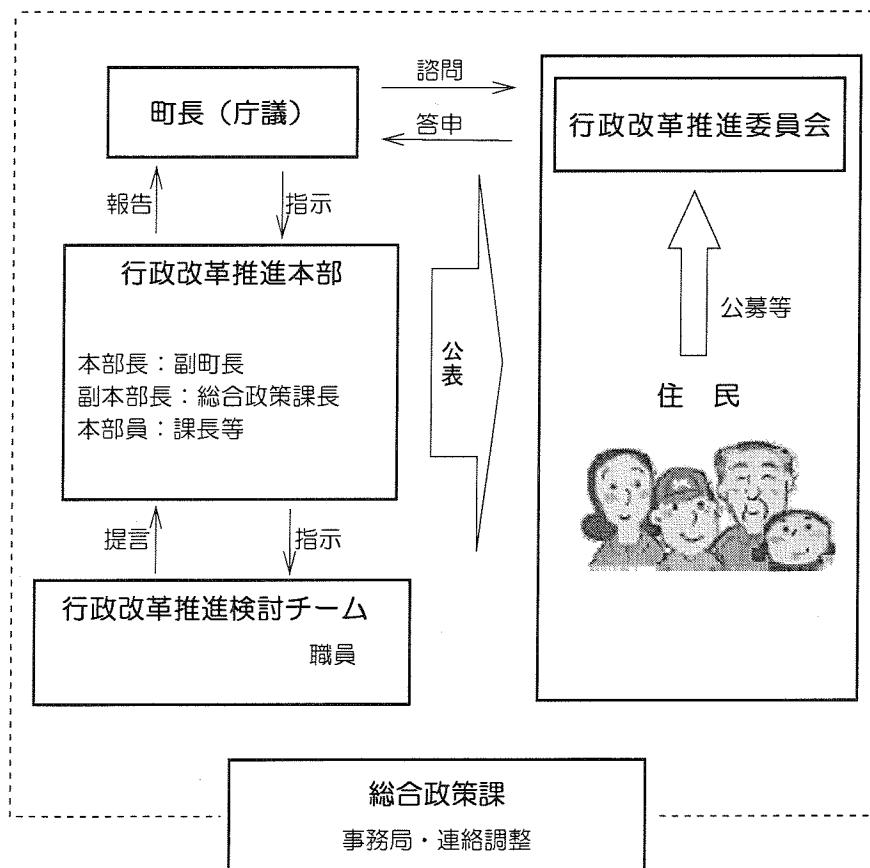
- 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- その他行政改革に係る重要な事項に関すること。

(3) 行政改革推進検討チーム

行政改革推進本部の下部組織として設置し、各課にまたがる横断的な項目や専門的な項目について調査・検討を行い、行政改革推進本部に提言する。

(4) 公表

行政改革の進捗状況については、ホームページや広報誌等により、広く住民に公表する。



5. 行政改革大綱（集中改革プラン）の体系

- 地域協働の推進
- 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進
- 人事管理及び給与の適正化
- 経費節減等の財政効果
- 第三セクター等の見直し
- 電子自治体の推進
- 地方公営企業の経営健全化
 - 上水道事業
 - 下水道事業
 - 工業団地造成事業
 - 住宅用地造成事業

地域協働の推進

1. 基本的考え方

多様化する行政需要に的確かつ迅速に対応するためには、住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていく必要がある。その際、より地域に密着した住民団体等が事業主体として実施することにより、協働や住民参画などの施策の目的が達成され住民サービスが向上する場合は、積極的に活用することとする。住民と行政があらゆる情報を共有し、「対話と協働」による地域協働のまちづくりを進め、効率的な行政の展開を図る。

2. 具体的取組項目

取組項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
「(仮称)情報共有と住民参加のまちづくり推進条例」の制定	将来的には自治体運営の最高規範である自治基本条例の制定を目指すべきであるが、その前提として、自治の充実のための実践（情報共有、住民参加等）の積み重ねが必要であり、まずは行政運営を住民起点のものにしていくため、行政活動への具体的な住民参加の手続を規定した住民参加条例を制定する。		
	・条例の検討、制定作業	・条例制定作業	・条例施行（H22.4.1）
市民活動支援センター設置の検討	各種NPO及びボランティア活動を行っている方々へのヒアリング等を行い、その課題等を把握し、行政の関わり方やコーディネーターの配置、支援センター設置の必要性等について検討する。		
	・NPO、ボランティア団体等の課題把握	・団体等に対する行政の関わり方の検討	・試行的実施（H22）
住民サポート制度の導入	住民サポート制度の意義・必要性等の調査・検討を踏まえ、法的な見地からの問題も含め、同制度の導入がしやすいと思われる住民に密着した分野から導入を検討し、試行的に実施していく。		
	・調査検討	・導入検討	・試行的実施（H22）
パブリックコメント制度の導入	市民の意見を反映した意思決定を行う仕組みをつくり、公正性と透明性を確保した行政経営を図るためにパブリックコメント制度の早期導入を図る。		
	・試行的実施	→	・住民参加条例で規定（H22）

事務事業の再編・整理、廃止・統合

1. 基本的考え方

限られた財源のなかで、多様化する住民ニーズや新しい行政課題に対応するため、行政評価システムによる事務事業の見直しを行う。その際、「最小の経費で最良の住民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、住民の税金を最大限に活用するというコスト管理を常に意識し、費用対効果と効率性を徹底するとともに、住民と行政の役割分担、行政が直接担うべきサービスの範囲などの検討を踏まえ、評価結果の有効活用を推進する。なお、評価の過程では、有識者を交えた委員会等による外部評価制度の導入検討を踏まえ、住民に分かりやすい指標を用いて実施するとともに、広報誌や町ホームページ等を活用し、積極的に情報公開を行う。

2. 行政評価システム活用

(1) 事務事業評価の導入・定着

行政評価は、「政策」・「施策」・「事務事業」のそれぞれのレベルでの導入が考えられるが、本町では、個々の事務事業の改革改善の推進を図る目的から、事務事業評価の導入・定着を目指す。

(2) 事務事業評価導入の目的

①成果重視の行政運営の推進

厳しい財政状況の中で、成果の上がらない行政活動を行う余裕はなく、確実に成果を上げる事業に集中する必要がある。事務事業評価の導入により、PDCAサイクルの確立を図り、どれだけ住民に成果をもたらしたかを具体的な指標や数値目標により把握することで、成果重視の行政運営を推進する。

②職員の意識改革の実現

これからの行政運営においては、限られた財源、限られた人員の中で多様化・高度化している住民ニーズに応えていく必要がある。事務事業評価の導入により、行政活動を「成果重視」「コスト削減」等の住民本位の視点で評価を行うことで、成果重視志向へと職員の意識改革を図る。

③説明責任の徹底

自立的な自治体運営を確立するためには、住民の参加を促し、住民と行政との協働によるまちづくりが求められている。そのためには、まず行政活動に関する情報を行政と住民が共有することが必要である。事務事業評価の導入により、評価結果を公表し、行政活動の内容を明らかにすることで、住民への説明責任を果たす。

(3) 今後の行政評価システム活用の方策

①次年度の予算要求の計画立案への反映

各課での評価に応じた検討分析を踏まえ、予算要求における各課予算検討の際に、評価結果を適切に反映させる。

②予算編成への活用

予算編成においては、評価情報を予算編成作業における共通の情報として活用を図ることとし、評価結果の予算編成過程での活用を図る。

③事業の選定・構築への活用

施策評価を導入し、重点事業の企画立案及び次年度重点事業の選定のために活用を図る。

④結果の公表

ホームページ、広報誌において行政評価の結果及び活用について掲載する。

3. 平成19年度までに実施した項目

事務事業名	概要	実施年度
人材育成に関する基本方針の策定	長期的、かつ総合的な観点で職員の能力開発を推進するため、研修の充実、人事制度の見直しなど、人材育成の方策を明示した人材育成基本方針を策定した。	H18
行政評価システムの検討と導入	町が行う施策や事業の成果について、客観的基準を用いて評価を行い、その結果に基づき事務や事業の見直しを行う仕組みとして行政評価システムを導入した。	H18
補助金・交付金の見直し	「補助金制度に関する指針」を策定し、補助金等の公益性や必要性について、客観的な視点からの見直しを実施した。	H18
契約事務の合理化	OA機器、車両のリース、ソフトウェアの使用権許諾、公共用施設管理の委託等に長期契約制度を導入し、業務の効率化を図った。	H18
職員提案制度の導入	効率化や住民サービスの向上が図れる事務事業等について、職員自ら提案する制度を導入した。	H18
効率的な予算編成システムの確立	成果重視の予算編成に移行するため、枠配分方式を導入するとともに、中期財政計画を策定し、効率的な予算編成が行えるシステムの確立を目指した。	H19
中学校の統合	高田第一中学校と高田第二中学校を統合した。 (高田中学校)	H19

4. 平成20年度以降の具体的取組項目

項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
行政評価システムの確立	効率的な予算執行、事務事業の再編等を進めるうえで、統一的な基準として、なお一層行政評価システムを活用していく。外部評価や効果的な住民意見の反映手法については、今後の検討課題とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価の定着 → ・外部専門家による支援 → ・施策評価の導入 → ・次期総合計画と連動したシステムの検討 → ・新規重点事業に対する事前評価の実施 → ・外部評価導入の検討(H22～) 		
補助金の整理合理化	「町補助金制度に関する指針」に基づく精査を徹底するとともに、第三者機関の設置についても検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づく精査 → → ・第三者機関の設置 		
審議会の運営に関する基準の制定	公募枠の比率等を明示した「町審議会等の設置及び運営に関する基準」を策定し、多くの住民が参加できる制度の構築を図っていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・基準の策定、精査、実施 → 		
住民満足度調査の実施	住民満足度を視野に入れた行政運営を展開するため、住民満足度調査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民満足度調査の実施 		
ファイリングシステムの導入	協働のまちづくりを進めるためには、行政情報の積極的な公開が必要であるが、その前提として、行政情報の適正な管理、庁内共有が図られていなければならぬ。早急に、ファイリングシステムの導入等文書管理システムの構築を図り、情報公開の基盤を整備し、行政情報の住民との共有化を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ・書庫の整理 ・ファイリングシステムの導入、実施 → ・情報公開制度の再構築(H22～) 		
地球環境問題への取組	町が事業者としての立場から環境に配慮した行動を率先的に取り組むことにより環境への負荷を低減させることを目的とし、「町地球温暖化実行計画」を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定、実施 ・実施 → 		

項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
窓口業務改善への取組み	支所機能のあり方とともに、町民の窓口利用の利便性向上を念頭においた手法や制度等について検討する。		
	・検討組織の設置・検討	・検討	・試行的実施（H22）
時差出勤制の導入	基本的な勤務時間については原則どおりとするが、行政需要があり、かつ、人的配置が可能であれば、時差出勤制について検討・実施していく。		
	・時差出勤制の検討	→	
行政コスト計算書・バランスシートの作成	平成20年度から財産評価等の作業を開始し、平成22年度決算に係る連結財務諸表を作成し、公表する。なお、公表にあたっては、行政評価と関連させた行政コスト計算書を作成するなど住民に分かりやすい説明に留意することとし、財務諸表に対する理解を促進させる。		
	・財産評価の実施	→	・連結財務諸表の作成（H23）
入札制度の改善	先進地の入札制度を参考にしながら更なる入札制度の改善を図る。また、談合防止に一層の効果が期待でき、価格と品質を総合的に評価することにより落札業者を決定する総合評価方式による入札制度実施に向け、コリンズデータベース検索システムの導入、工事成績評定の実施を検討し評価情報の蓄積、整備を図っていく。		
	・コリンズデータベース検索システムの導入		
公共施設の計画的維持管理	財産台帳管理を現在の一括管理から施設管理へ移行し、効率的な管理が行える環境を整える。また、維持管理の現状や将来の補修の必要性について各所轄にて把握することにより、今後の公共施設管理のあり方を計画的に検討していく。		
	・財産台帳の整理	・あり方の検討	
公有財産の有効活用	これまで把握している普通財産処分可能町有地や統合により用途廃止となる学校施設、敷地等を含め、土地利用の実態を調査し、処分可能となる町有地については、有効活用と収入の確保を図るために、売却の時期、方法など計画的に売却できる手法を検討し、「町有財産利活用基本方針」を定め、全庁的に計画的に進める。		
	・方針の策定	・実施（H22～）	
町営住宅のあり方の検討	取壟し対象住宅の把握や管理戸数の適正化を図り、跡地を利用した民間住宅建設による公営住宅借用や現行のアパートに対する家賃補助など、先進事例等を基に検討する。		
	・検討	→	→

項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
町税等の滞納者に対する行政サービスのあり方に関する検討	負担の公平性の観点からも、収納率の向上を図ることが肝要であるため、既に取り組みを行っている先進事例等も参考しながら、町税等の滞納者に対しての行政サービスの在り方等を検討していく。		
	・検討	→	→
使用料・手数料の見直し	住民間の公平の確保と住民のための行政運営の推進に必要不可欠なものであり、受益者負担の観点から、「使用料・手数料の見直し基本方針」を定め、3年サイクルのもとに見直しを図る。		
	・方針の策定、見直し	・実施	→
行政組織及び機構改革	「定員適正化計画」に基づく職員数の変遷と、行政評価を活用した事務事業の内容により、町民ニーズに即応した組織機構を長期的視野のもとに整えるとともに、事業の選択・執行にあたっては、庁内での情報の共有化をすすめることで、各課間の連携を図っていく。		
	・検討	・検討、周知	・実施（H22.4.1）
政策調整機能の強化	現在の政策調整のあり方（庁議、まちづくり調整会議等）を点検の上、現状の課題を明らかにし、政策調整及び政策意思決定プロセスに関するルール化を検討する。		
	・検討、実施		
小学校の統合	永井野、旭、藤川、尾崎の4小学校を統合し、宮川小学校を設置する。		
	・設置		
	赤沢小学校と高田小学校を統合する。		
	・検討	→	・実施（H22）
	本郷第一小学校と本郷第二小学校を統合する。		
	・検討	→	→
幼稚園・保育所の適正な配置	民間活力の活用も視野に入れ、子育てサービスの充実と効率的な施設運営について検討する。また、幼保一元化の推進についても検証し、検討していく。		
	・検討	→	→

項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
公共施設の開館日・開館時の検討	利用者ニーズの把握や費用対効果を検証し、地域の実情を十分考慮しながら検討を進める。		
	・検討	・実施	
公共料金支払機会の拡大	税、その他の使用料については、現在、金融機関による口座振替が浸透しているが、住民の多様なライフスタイルに対応すべく、町税等滞納金収納対策本部において、費用対効果をふまえ、コンビニ収納の実施など納税環境等の整備拡大を検討する。		
	・検討	→	
特別職定数等の検討	特別職の設置目的等を考慮しながら類似団体等の人員数を参考に、定数・報酬額についての見直しを検討していく。		
	・見直し		

民間委託等の推進

1. 基本的考え方

民間委託等の推進については、事務事業全般にわたって、幅広く点検を実施し、行政が担うべき領域についての検討を行う。検討に当たっては、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、住民サービスの向上を目指して、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。また、その受け皿として、地域協働の考え方に基づき、民間事業者に限らず、住民団体やNPO、ボランティアさらにお行政と住民などが協力しあう新たな事業形態による可能性も検討する。なお、委託に当たっては、公正で合理的かつ能率的な実施を図ることとする。

今後の行政運営に当たっては、定員管理の適正化により、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など、別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、効率的な行政運営の実現のため、行政が担うべき役割を重点化し、住民ニーズへの迅速、的確な対応を図る。

2. 民間委託等の方法

民間委託等の推進については、以下の4つの方法を基本とし、業務内容や手法の特性に応じて、どの方法が適切か検討する。

(1) 業務委託

業務委託とは、町がその権限に属する事務事業等を直接は実施せず、その他機関や特定のものに行わせることで、本来、町が直接遂行すべき業務を直営で処理するのではなく、行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、民間企業や住民団体などの諸団体または個人などにその事務処理を委ねることをいう。

業務委託では、町の行政責任を果たす必要があることから、契約に際して、町と委託先の責任の範囲をあらかじめ明示しておくとともに、契約の履行過程において、町の管理監督が働くように十分留意する必要がある。

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、これまで出資団体や公共的団体等にしか認められなかった公の施設の管理について、幅広く民間業者やNPO法人などの団体に管理代行させができる制度をいう。多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図る。

(3) PFI

PFI (Private Finance Initiative) とは、従来、町が自ら行ってきた公

共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行い、町が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法をいう。事業の実施者はあくまで民間事業者であり、事業実施の責任は基本的に公共部門から民間事業者に移転されることを事前に契約で定める。

PFIを活用するに当たっては、情報や実務的なノウハウの集積に努めるとともに、今後PFIの特長を生かし、一層効率的、効果的な事業実施が期待できる事業について、調査、研究を進め、導入を検討する。

(4) 民営化

町が行っている事務事業の全部または一部の実施主体を、全面的に民間に移行することをいう。

民営化に当たっては、法令等の改正により町が主体となって行う必要がないか、町がサービス提供主体から撤退しても十分なサービスの量や質が維持、確保されるか等の視点により検討する。民営化を実施する際には、業務をただ丸投げするだけでなく、事業者の業務遂行能力や執行体制の適正などについて、十分な監視、指導を行う。

3. 公の施設等の取組目標

(1) 基本的考え方

公の施設については、隨時、施設管理の在り方についての点検、見直しを図り、民間委託等の導入を積極的に検討し、管理コストを削減した上で、利用者が満足できるサービスの提供を目指す。

また、公の施設以外の施設についても検討を行い、経費の節減や住民サービスの向上が見込まれる場合には、民間委託等を導入する。

(2) 平成19年度までに民間委託等による管理へ移行した施設

施設名	概要	H17	H18	H19	H20	H21
インフォメーションセンター	H16設置時より、 指定管理者制度活用	実施中		継続		
新鶴体育館	管理委託制度の廃止により 指定管理者制度へ移行		実施			
吹上運動公園	管理委託制度の廃止により 指定管理者制度へ移行		実施			
ふれあいの森スポーツ公園	管理委託制度の廃止により 指定管理者制度へ移行		実施			
高田児童館	直営（一部業務委託）より 指定管理者制度へ移行		実施			
本郷ディサービスセンター	業務委託より指定管理者制 度へ移行		実施			

施設名	概要	H17	H18	H19	H20	H21
新鶴デイサービスセンター	業務委託より指定管理者制度へ移行		実施			
高田温泉「あやめの湯」	直営（一部業務委託）より指定管理者制度へ移行		実施			
本郷温泉「湯陶里」	管理委託制度の廃止により指定管理者制度へ移行		実施			
新鶴温泉健康センター	管理委託制度の廃止により指定管理者制度へ移行		実施			
宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴	管理委託制度の廃止により指定管理者制度へ移行		実施			
ふるさと観光物産館	管理委託制度の廃止により指定管理者制度へ移行		実施			
せせらぎ緑地公園 (付属施設含む)	管理委託制度の廃止により指定管理者制度へ移行		実施			

（3）平成20年度以降、民間委託等による管理へ移行する施設

施設名	概要	H19	H20	H21
ふれあいセンター「あやめ荘」	直営より指定管理者制度へ移行	検討	実施	
本郷老人福祉センター	直営より指定管理者制度へ移行	検討	実施	
新鶴高齢者福祉センター	直営より指定管理者制度へ移行	検討	実施	
保健センター	直営より指定管理者制度へ移行	検討	実施	
地域包括支援センター	直営より業務委託等へ移行	検討		実施
保育所	直営より民間委託等へ移行	検討		

4. その他の事務についての取組目標

事務事業の種類	H16年度末の状況	H17年度～H21年度までの取組目標
役場庁舎清掃	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
役場庁舎夜間警備	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
公用車運転(スクールバス等含む)	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
一般ごみ収集	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
し尿処理	一部委託	平成18年4月1日より、すべて民間事業者の許可制とする。
学校給食	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
学校用務員事務	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
水道メータ検針	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
道路維持補修・清掃等	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
ホームヘルパー派遣	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
在宅配食サービス	全部委託	引き続き、全部委託を継続する。
情報処理・庁舎情報システム維持	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。
ホームページ作成・運営	全部直営	引き続き、全部直営を継続する。
調査・集計(統計調査等)	全部直営	引き続き、全部直営を継続する。
総務関係事務 (給与・旅費・福利厚生等)	一部委託	引き続き、一部委託を継続する。

人事管理及び給与の適正化

1. これまでの定員管理の状況

過去の定員適正化計画の具体的な内容及び達成状況

合併前の3町村における定員管理の状況は、下記の表のとおりそれぞれの計画または目標の数値を達成している。

①旧会津高田町

(各年4月1日現在)

区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	168	166	162	158
対前年増減数		▲2	▲4	▲4
一般行政職員数	117	119	116	113
定員適正化計画数	122	122	114	114
公営企業等職員数	17	15	15	15

②旧会津本郷町

(各年4月1日現在)

区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	90	90	88	88
対前年増減数		0	▲2	0
一般行政職員数	56	59	57	57
定員適正化計画数	56	59	58	57
公営企業等職員数	12	12	12	12

③旧新鶴村

(各年4月1日現在)

区分	H14	H15	H16	H17
総職員数	60	61	61	60
対前年増減数		1	0	▲1
一般行政職員数	38	39	36	36
定員適正化計画数	40	39	36	36
公営企業等職員数	7	7	8	8

2. 定員管理の現状分析及び課題

定員モデル、類似団体との部門別比較

平成17年10月1日の合併時現在における本町に対する第8次定員モデルの試算値数は196名となっている。本町の一般行政職の職員数は206名（平成17年10月1日現在）となっており、定員モデル対象職員数と比較すると10名多い状況にある。これは町村合併による職員増であり、一般行政部门では、特に合併による住民サービス低下の防止を考慮し、それぞれの庁舎に総合窓口的な支所を設置したため、業務が重複し人員超過となっている。

今後の職員削減は避けることのできない課題であり、以下の項目を考慮し、早急に組織の見直しを図りながら、住民サービス低下を招くことなく、定員管理適正化に取り組むものとする。

3. 今後の定員管理のあり方

（1）基本的考え方

町村合併により定員モデルを超過した職員数を、将来の行政需要等を勘案しながら減員する。平成17年度を初年度とし、平成22年4月までの5年間で、全体の職員数300名（平成17年10月1日現在）を、52名の減員を図ることにより17.3%の削減率とし、平成22年4月1日現在での職員数を248名とする

（2）主な定員適正化手法の概要

①新規採用の抑制

退職者に対する新規採用の補充は、極力抑制することを基本とする。

②民間委託等の導入

行政自らが行うよりも、民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる業務及び施設等については、積極的に活用するとともに、職員の任用替えについても検討する。

③組織・機構改革

行政需要に対応した組織・機構を基本とし、事業の見直し、人員の適正配置、機構改革を行う。

④退職勧奨制度の実施

退職者の勧奨を、適時実施する。

(3) 新規採用者及び退職者の見込み

新規採用者及び退職者数の見込みは、以下のとおりとする。

年度	4月1日定員目標値 (うち公営企業職員数)	退職者数	新規採用	減員数
平成17年度	300 (18)	6		
平成18年度	294 (18)	17	0	▲6
平成19年度	277 (18)	11	0	▲23
平成20年度	266 (18)	8	0	▲34
平成21年度	258 (18)	20	10	▲42
平成22年度	248 (18)			▲52

※平成17年度は10月1日現在の定員数

※平成17年度から平成19年度までは実績値

※派遣職員含む、教育長及び特別職は含めない

4. 人事評価制度の導入

組織を活性化させ、業務効率を高めるためには、職員研修を充実させるとともに個々の職員が持てる能力を最大限に発揮させることが重要である。職員の意識を喚起させる手法として、勤務実績を適正に評価し、待遇に反映させる仕組みを導入する。

項目	取組方針		
	H20	H21	H22以降
人事評価制度の導入	人事評価制度の導入を盛り込んだ地方公務員法の改正が予定されているおり、人事評価制度については、国を始め各先進自治体において取り組まれている。本町においても、これら先進自治体の取り組み例を参考に試行的に実施し、その後本格導入を図っていく。		
	・検討	・試行的導入	・本格導入

5. 給与の適正化

職員給与の適正化については、国における給与制度改革を見据えつつ、県、近隣市町村の実態、経済情勢及び本町の財政状況を勘案し、平成17年10月1日町村合併を機会に、下記事項について見直しを図った。

取組項目	取組内容
高齢層職員昇級停止	国・県に準じ改正
昇級運用のは是正	国・県に準じ改正
級別職務分類表に適合しない 級への格付け等の見直し	該当なし
退職手当の支給率見直し	国・県に準じ改正
諸手当の総点検	国・県に準じ改正 特殊勤務手当を全廃
技能労務職の給与の見直し	県に準じ改正

経費節減等の財政効果

1. 基本的考え方

限られた財源のなかで、事業の必要性・緊急性等を踏まえた健全財政を図るため中期財政計画を策定し、費用対効果に基づく歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、歳入においても、徴収率向上に向けた取組など、財政基盤の拡大を目指した健全な財政運営を目指す。

また、適正で効率的な行財政運営を図るために、入札制度改革や外部監査制度の導入について検討するとともに、監査内容について住民に周知し、住民意見の反映に努める。

2. 歳入関係の取組事項

No.	取組項目	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
1	税等の徴収対策	徴収率の向上 町税等の徴収率を平成16年度決算から平成21年度までに1%アップする。 実施年度：平成19年度～21年度 効果見込額：46,500千円
2	町有財産の有効活用	①普通財産の有効活用 施設跡地等遊休地で再利用のないものなど土地利用の実態を調査し、売却等が適当なものは処分する。 実施年度：平成18年度～21年度 効果見込額：27,000千円 ②工業団地、住宅団地の早期売却を目指す。

3. 歳出関係の取組事項

No.	取組項目	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
1	人件費削減 ※この削減効果は、給与構造改革に伴う職員給与の見直し結果によって変更となる場合がある。	<p>①職員の削減 退職者の不補充人数（52名） 実施年度：平成17年度～21年度 効果額見込：538,540千円</p> <p>②昇給停止年齢の引き下げ 昇給停止年齢を国・県に準じ、55歳に繰り下げる。 実施年度：平成17年度～21年度 効果額見込：2,950千円</p> <p>③管理職手当の削減 管理職手当の10%削減 実施年度：平成18年度～21年度 効果額見込：3,600千円</p> <p>④収入役を置かない 実施年度：平成17年度～21年度 効果額見込：41,700千円</p> <p>⑤議会議員及び各種委員をはじめとする特別職の定数削減及び報酬の見直し</p>
2	民間委託等による事務事業費削減	<p>①指定管理者制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設、ふるさと観光物産館、デイサービスセンター、新鶴体育館、せせらぎ緑地公園、高田児童館等13施設 <p>実施年度：平成18年度～21年度 効果見込額：70,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本郷老人福祉センター、新鶴高齢者福祉センター、保健センターふれあいセンター「あやめ荘」 <p>実施年度：平成20年度～21年度 効果見込額：2,500千円</p>
3	補助金等の整理合理化	<p>①「補助金制度に関する指針」を策定し、補助事業の内容、団体の経理状況を把握し、補助金額の縮減や終期の設定などにより、整理合理化を図る。</p> <p>実施年度：平成18年度～21年度 効果見込額：62,000千円</p>

No.	取組項目	平成17年度から21年度までの取組目標及び施策の内容
4	施設の統廃合	<p>①給食センターの統合 本郷給食センターを高田給食センターへ統合する 実施年度：平成19年度 効果見込額：33,000千円</p> <p>②中学校の統合 高田第二中学校を高田第一中学校へ統合する（高田中学校） 実施年度：平成19年度 効果見込額：18,000千円</p> <p>③小学校の統合 高田地域小学校4校を統合する（宮川小学校） 実施年度：平成20年度 効果見込額：23,000千円</p>
5	事務事業の効率化	<p>①公用車の削減 公用車を順次削減し、集中管理による稼働率を上げる。また、軽自動車の購入により維持管理経費の削減を図る 実施年度：平成18年度～ 効果見込額：5,700千円</p>
6	「町地球温暖化実行計画」に基づく削減	<p>①平成19年度の使用料から毎年1%ずつ削減する 実施年度：平成20年度～21年度 効果見込額：460千円</p>

第三セクター等の見直し

第三セクター等の見直しの状況

(1) 平成20年4月1日時点における法人数：2法人

株式会社会津美里振興公社

株式会社米夢の郷

(2) 見直しの実施方針

①株式会社会津美里振興公社

資本と経営の分離を図るため、すでに民間人を非常勤取締役に採用しているが、株式の保有状況は町が、82.3%とほとんどを占めている。さらに指定管理施設の売り上げと町への人材派遣事業の収入がほとんどである。

足腰の強い経営を確立するため、持ち株率を段階的に引き上げる努力をし、町の株式保有率を49%まで下げ、資本上での自立を目指すとともに、経営方針に基づく経営改善を進める。

また、新規事業の開拓や町外への人材派遣事業の推進により、外部収入の獲得を目指す。

②株式会社米夢の郷

町農業の所得向上と振興策を目的に平成11年に建設され、その後、当初目的に添った形で平成17年に農業生産組織を設立し運営にあたっている。

補助事業であることや設置目的が特殊であることなどから、慎重に検討しながら最終的には町から切り離し、独自運営ができる対応を検討していく。

当面は、隨時経営状況を確認し、必要に応じた指導・助言を行うこととする。

電子自治体の推進

1. 基本的考え方

総合政策課内に情報政策係を設け、情報通信システムの安全性・信頼性の確保に配慮しながら、「会津美里町地域情報化基本計画」に基づき、地域の情報化と行政内部の情報化を総合的かつ計画的に推進する。また、合併により行政サービスの低下につながらないよう、情報技術社会や高度化する住民ニーズに対応した電子自治体を構築し、事務の効率化・省力化・迅速化を図る。

2. 平成19年度までに実施した項目

事務事業名	事務事業の再編・整理等の目標	効果	実施年度
電子申請システム導入	従来の窓口申請に加えてインターネットに接続されたパソコンを使用することで、自宅や職場から届出や申請することが可能となった。	住民サービスの向上	H17
施設予約システム統合	旧町村単位で地域インターネット事業により導入済みの施設予約システムを統合することでスマートな町内の施設予約が可能となった。	住民サービスの向上 業務の効率化	H18
会津美里町H&Sネットワーク整備事業	各地域間の情報の共有化と災害時の情報伝達を図るため、町内全域に光ファイバーを敷設するとともに、防災情報システムを整備する。	住民サービスの向上	H19 ～H21 (継続)

3. 平成20年度以降の具体的取組目標

事務事業名	事務事業の再編・整理等の目標	効果	実施年度
美里H&Sネットワーク活用事業の検討	光ファイバーを利用した住民サービスを検討する。	住民サービスの向上	H20～
総合文書管理システム導入の検討	庁内業務文書や各種申請書類、国や他の自治体からの文書など、紙文書と電子文書の両方をまとめて管理する。	業務の効率化	H20～
統合型GIS導入の検討	各課で別々に管理している地図情報の共有化を図る。	住民サービスの向上 業務の効率化	H21～

地方公営企業の経営健全化

1. 上水道事業

(1) 収益の向上

水道事業の安定を図るため、安全性の高い水道水について広報紙などに掲載し、新規加入者や自家用井戸水からの切り替え促進を行う。

(2) 料金の適正化・経費の節減

合併後3年間は料金を統一としたが、経費の節減も厳しい状況であることから、料金の適正化の検討を行う。併せて経費の節減に努める。

(3) 収納対策の強化

水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をするとともに戸別訪問などにより納付催告を行い、応じない場合は、給水停止を実施し、継続的な収納対策の強化を図る。

(4) 民間への業務委託の推進

民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5) 事業計画予算の適正化

水道集中管理システム事業、上水台帳システム管理事業、高田地区石綿セメント管更新事業など多額の経費を要する設備投資事業については、年度ごとの水道収益見込みと企業償還額を対比させた事業計画を策定し、適正化に努める。

2. 下水道事業

(1) 収益の向上

下水道事業の安定を図るため、受益者負担金・分担金の趣旨説明とともに、早期に排水設備に接続するよう下水道工事説明会や広報紙等での啓蒙及び下水道推進協力員による加入促進等を実施し、下水道料金等の確保に努める。

(2) 料金の適正化・経費の節減

現行の下水道料金で運営することを基本とし、引き続き経費の節減に努める。

(3) 収納対策の強化

水道料金と併せた下水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納定期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をするとともに戸別訪問などにより納付催告を行い、収納対策の強化を図る。

(4) 民間への業務委託の推進

公共下水道や農業集落排水事業の運転管理などの維持管理業務は、民間へ委託しているところから引き続き民間委託し、経費の軽減を図るため複数年契約を検討する。

また、民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5) 事業計画予算の適正化

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業など多額の経費を導入して建設中であるが、設備投資とともに企業償償還金が増大するため、資本費平準化債を借入、償還元金の返済に充て、無理のない計画的な予算の適正化に努めるものとする。

また、農業集落排水事業未整備地区等を含め町内全域の下水道化構想策定を検討する。

3. 工業団地造成事業

工業団地販売価格の見直しや、操業奨励金・雇用促進奨励金制度による有利性を活かし、早期売却を推進する。

4. 住宅用地造成事業

団塊の世代や定住・二地域居住、U・I・Jターン希望者へ、空き家情報と住宅団地情報等を提供し、早期売却を図る。